

近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 福井県
資料配布

配布日時	平成19年4月19日 14時
------	-------------------

件名	足羽川ダム建設事業の実施による足羽川等の直轄管理区間の変更について
----	-----------------------------------

概要	『九頭竜川水系河川整備計画』に基づき足羽川ダムを整備するため、普通河川である水海川の上流の一部、金見谷川、下荒谷川、稗田川、籠掛川を河川法を適用する一級河川に指定し、足羽川、部子川等の直轄管理区間の変更を4月19日に行いましたので、お知らせします。 今後は、河川法許認可申請窓口も変更になります。
----	---

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	福井県政記者クラブ
------	-----------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 副所長 <small>いそがわ まさし</small> 五十川 政志 電話：0776-35-2661（代表）（内線204） 福井県 土木部 河川課 課長補佐 <small>やまうち ひであき</small> 山内 英明 電話：0776-21-1111（代表）（内線3390） 0776-20-0479（直通）
------	---

足羽川ダム建設事業の実施による足羽川等の直轄管理区間の変更について

平成19年2月14日に定められた九頭竜川水系河川整備計画に基づき足羽川ダムを整備するため、普通河川である水海川の上流の一部、金見谷川、下荒谷川、稗田川、箆掛川を一級河川に指定し、足羽川、部子川等の直轄管理区間の変更を4月19日に行いました。

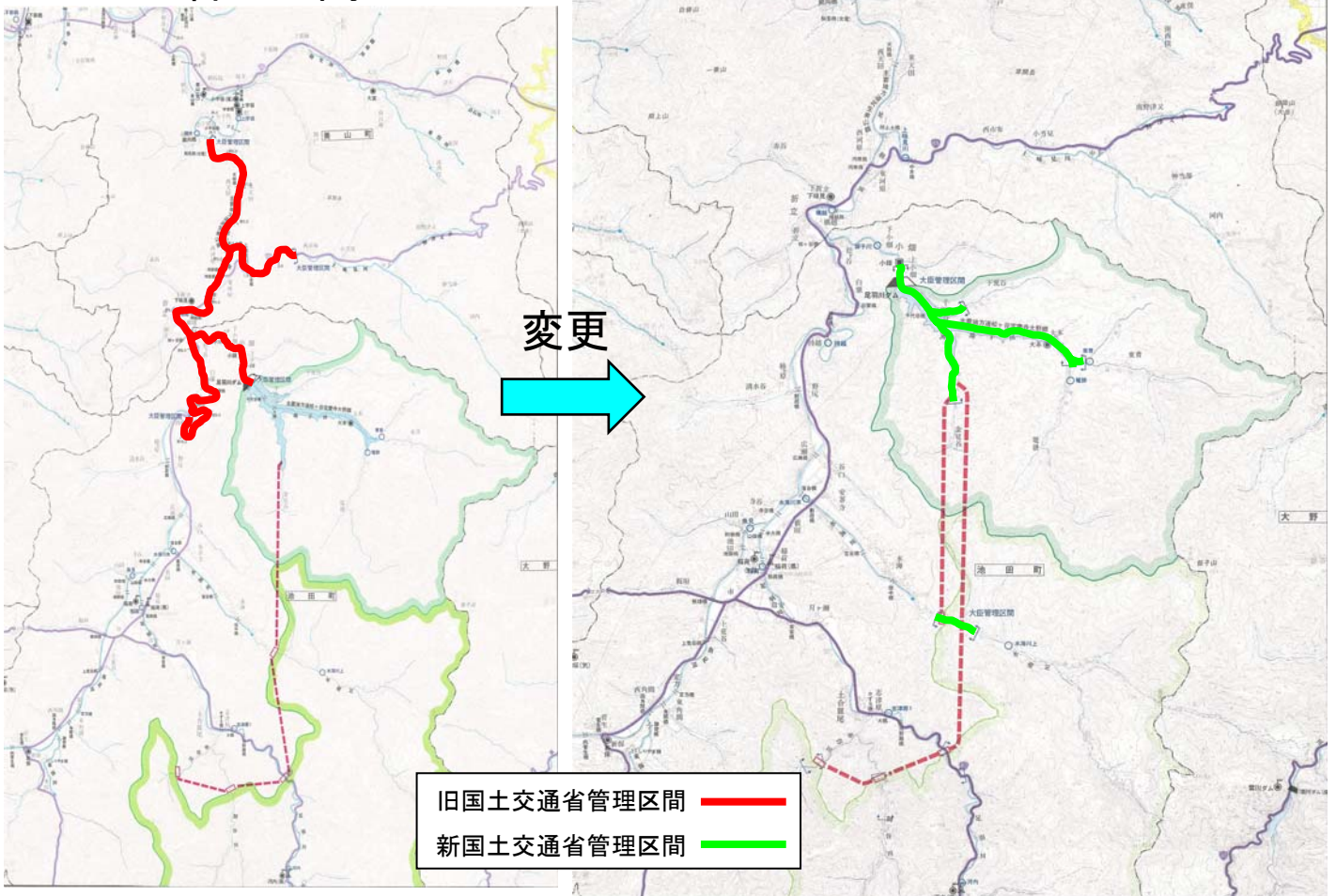
今後は、旧管理区間（下左図赤色区間）は福井県が管理し、新たに部子川、水海川、金見谷川、下荒谷川、稗田川、箆掛川（下右図緑色区間）を国土交通省が管理することになります。

これに伴い、許認可等の窓口が変更となることから、足羽川等に係る河川法許認可申請窓口の変更を一般市民の皆様方へ周知するため、今回添付したチラシ「足羽川等の河川法手続き窓口が変わります」を作成し、関係市町及び公民館等へ配布します。

国土交通省では、安全で、安心できるくらしの実現のために、現在実施中である足羽川ダム建設事業を引き続き進めていく所存です。今後ともより一層のご理解・ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

新管理区間

旧管理区間



足羽川等の河川法手続き「窓口」が変わります

国土交通省
福 井 県

この度、平成19年4月19日付けで、普通河川であった水海川の上流の一部、金見谷川、下荒谷川、稗田川、籠掛川が一級河川指定されました。これに伴い、河川法の規定に基づく水利使用や土地の占用、工作物の設置等に係る許認可申請・届出等（下記1.の例を参照して下さい。）について、国土交通省と福井県の受付窓口が下記2.及び別図のとおり変わりますので、お知らせします。

1. 河川法許可申請書・河川使用届等の提出が必要な行為の例
- ①かんがい用水、養魚用水など、継続的に河川の流水を取水する場合
 - ②河川区域内の土地を、広場・運動場等として継続的に使用する場合
 - ③河川区域内の土地に、電柱・案内板等、工作物を設置する場合
 - ④特殊な漁や、どんと・夏祭り・花火大会等のイベントで一時的に河川区域内の土地を使用する場合 等

2. 各区間の河川法申請書・河川使用届等の提出先

①福井市内の足羽川及び上味見川の区間
〒910-0853
福井県福井市城東4-28-1
福井県 福井土木事務所 管理課
TEL (0776) 24-5111 (代表)
FAX (0776) 24-5123

②池田町内の足羽川、部子川（足羽川合流点から1.75kmの小畑川（網谷川）合流点）、及び水海川（足羽川合流点から3.6kmまで）
〒915-0242
福井県越前市粟田部町53-12
福井県 今立土木事務所 管理用地課
TEL (0778) 42-2000 (代表)
FAX (0778) 42-2000

③部子川（足羽川合流点より1.75kmの小畑川（網谷川）合流点から上流6.5kmまで（稗田川含む）、金見谷川（部子川合流点から1.8kmまで）下荒谷川（部子川合流点から0.8kmまで）籠掛川（部子川合流点から0.2kmまで）、水海川（足羽川合流点から3.6kmから4.6kmまで）
〒918-8239
福井県福井市成和1-2111ポラリスビル内
国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 工務課
TEL (0776) 27-0642 (代表)
FAX (0776) 27-1355

国土交通省と福井県の受付窓口変更図

